

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案等概要

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の改正内容について（要旨）

1. 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律68号。以下「法」という。）の施行に伴い、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）について、所要の整備を行うもの。

2. 改正内容

法第10条の2第1項の厚生労働省令で定める者

法第10条の2第1項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第9条第2項の契約に基づき雇用する者とする。

創業支援等措置の実施に関する計画

事業主が創業支援等措置を講ずる場合において、当該措置の実施に関する計画を作成し、当該計画について過半数労働組合等の同意を得ることとする。また、当該計画に記載すべき事項及び当該計画を労働者に周知する方法を定めることとする。

過半数代表者

法第10条の2第1項に規定する労働者の過半数を代表する者の選出手続を定める。

法第10条の2第2項第1号の厚生労働省令で定める場合等

法第10条の2第2項第1号の厚生労働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は法第9条第1項第2号の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後に、新たに法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する場合とする。

また、法第10条の2第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、この場合における法人とする。

高年齢者就業確保措置の実施に関する計画

高年齢者就業確保措置の実施に関する計画（ ）に関して、計画の記載事項、提出の方法及び作成勧告の方法について定める。

法第10条の3第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していない事業主に対して作成勧告を行うもの。

再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者等の範囲

法により70歳までの高年齢者就業確保措置を事業主の努力義務とすることに伴い、再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者の範囲の見直しを行う。

過半数代表者の規定の準用

の事項について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の3第1項及び第6条の4第2項に規定する労働者の過半数を代表する者並びに第6条の3第1項及び第6条の4第2項の事業主について準用する。

権限の委任

法第10条の3第1項、第2項及び第4項に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府

県労働局長及び事業主の主たる事務所を管轄する公共職業安定所の長に委任する。

多数離職届

の範囲の見直しを行うことに伴い、その報告様式についても所要の改正を行う。

高年齢者雇用状況報告書

事業主に毎年1回報告を義務付けている様式について、法により新設される高年齢者
就業確保措置の実施状況及び個々の高年齢者への適用状況等を報告事項に追加する。

その他所要の規定の整備

3. 根拠法令

法第10条の2第1項及び第2項、第10条の3第2項及び第3項、第15条第1項、第
16条第2項、第17条、第52条第1項並びに第54条

4. スケジュール（予定）

施行期日：令和3年4月1日

多 数 離 職 届

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の2第2項の規定により、下記のとおり届けます。

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

事業主	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)								印
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒()					電話番号 ()		
多数離職に係る事業所	イ 名称				ハ 事業の種類				
	ロ 所在地								
	ニ 労働者数		人		ホ ニのうち45~69歳の者の数		人		
届出の対象となる離職が生ずる年月日又は期間	年 月 日から		離職者数	性別	45~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	計
	年 月 日まで			計	人	人	人	人	人
				男	人	人	人	人	人
				女	人	人	人	人	人
イ 氏名	ロ 職種	ハ 年齢	ニ 性別	ホ 離職年月日	ヘ 離職理由	ト 住所	チ 再就職の希望の有無	リ 再就職先予定の有無	
記入担当者	所属部課				氏名	印			

公共職業安定所コード番号

(公共職業安定所で記入すること)

改正案

高齢者雇用状況等報告書

正

高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日													
事業主	(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)				(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)								
	住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地) 〒()				電話番号 ()								
	法人番号												
事業の種類	産業分類番号	事業の具体的内容 ()			労働組合の有無	イ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	雇用保険適用事業所番号						
定年制の状況	定年	イ 定年なし ロ 定年あり(定年年齢 歳)											
	定年の改定予定等	イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) ハ 改定又は廃止を検討中 ニ 改定・廃止予定なし											
継続雇用制度の状況	継続雇用制度	イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている a 継続雇用先 ・65歳未満(イ)自社 (ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) (ハ)関連会社等 ・65歳以上(イ)自社 (ロ)子会社等 (ハ)関連会社等 (ニ)その他の会社 b 対象 (イ)希望者全員を対象(歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準(65歳未満)の根拠((a)労使協定を締結して就業規則等に反映 (b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで雇用 ・基準の根拠((a)労使協定を締結して就業規則等に反映 (b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)											
	継続雇用制度の導入・改定予定	イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) 内容((イ)経過措置の基準の廃止 (ロ)新規導入 (ハ)上限年齢の引上げ (ニ)その他) ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし											
創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)	イ 創業支援等措置を実施している a 実施している措置((イ)業務委託 (ロ)自社が実施する社会貢献事業 (ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 (ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業) b 過半数労働組合等の同意((イ)同意を得ている (ロ)同意を得ていない) c 対象 (イ)希望者全員を対象(歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) (ロ)基準に該当する者を対象(歳まで就業支援 ・基準の根拠((a)労使合意を得て就業規則等に反映 (b)労使合意を得ず就業規則等のみ) ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により起業支援等を実施)												
創業支援等措置の改定予定	イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) 内容((イ)対象者限定基準の廃止 (ロ)新規導入 (ハ)上限年齢の引き上げ (ニ)その他) ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし												

66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況		イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている （イ）該当する者を 歳まで雇用 （ロ）上限年齢を規定していない） ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない （イ）導入予定あり （ロ）検討中 （ハ）66歳以上まで雇用する慣行がある （ニ）予定なし）								
常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～		
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）		
過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上69歳未満の離職者数 人（うち女性 人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 人（うち女性 人）								
過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満） （うち女性）		(a)定年到達者の総数 ((b)+(c)+(e))	(b)定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f)継続雇用の終了による離職者数			
		（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）			
過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上） （うち女性）		(a)定年到達者の総数 ((b)+(c)+(g)+(h))	(b)定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)うちその他の会社での継続雇用者数	(f)定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g)業務委託契約締結制度を利用する者	(h)社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i)就業確保措置終了による離職者数
		（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
過去1年間の経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係） （うち女性）		(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b)継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			(c)継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		(d)継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
		（人）	（人）			（人）		（人）		
過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係） （うち女性）		(a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b)継続雇用等終了者数（継続雇用等の更新を希望しない者）			(c)継続雇用等の対象者数（基準に該当し引き続き継続雇用等された者）		(d)継続雇用等終了者数（基準に該当しない者）		
		（人）	（人）			（人）		（人）		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名			記入担当者	所属及び役職			氏名	

事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正内容の検討について（要旨）

1. 概要

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律68号。以下「法」という。）第6条第1項（ ）の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成24年厚生労働省告示第559号。以下、「基本方針」という。）が定められている。

策定した平成24年当時、基本方針の対象期間は平成25年度から平成29年度までの5年間としていたが、平成29年度以降、継続雇用年齢の引き上げに向けた環境整備や70歳までの就業機会の確保に関する議論が行われていたことから、これらを踏まえた改正を行う必要があったため、平成29年度から令和元年度までの各年度にそれぞれ1年間の期間延長を行っていたところ。

本年3月、70歳までの就業機会の確保が盛り込まれた雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）が成立したことを踏まえ、基本方針についても法の趣旨を踏まえた全文改正を行うもの。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第六条 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2～5 （略）

2. 主な内容

高年齢者の就業の動向に関する事項

労働力人口の推移や高年齢者の雇用・就業の状況等について統計値を最新の動向に改正。

高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）で示された2025年までの目標である65～69歳の就業率を51.6%以上とすることを目指す旨を記載。

高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

高年齢者雇用確保措置等の円滑な実施や高年齢者の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項について、直近の法律改正等を踏まえ記載を更新。

3. 根拠法令

法第6条第1項

4. スケジュール（予定）

適用期日：令和3年4月1日

高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針の内容の検討について（要旨）

1. 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律68号。以下「法」という。）第10条の2第1項において、65歳以上70歳未満の定年の定めをしている事業主又は継続雇用制度（高年齢者を70歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、高年齢者就業確保措置（定年引上げ、65歳以上継続雇用制度の導入、定年廃止又は労使で同意した上での雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度及び社会貢献事業に継続的に従事できる制度）の導入のいずれかを講ずること）が事業主の努力義務とされたところ。

これに伴い、法第10条の2第4項の規定に基づき、高年齢者就業確保措置に関し、事業主がその実施及び運用を図るために必要な事項を定めるもの。

2. 主な内容

高年齢者就業確保措置

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たり、高年齢者就業確保措置全体に係る留意点等を定める。

65歳以上継続雇用制度

65歳以上継続雇用制度を講ずるに当たり、他の事業主により継続雇用する場合や継続雇用しない事由を定める場合の留意点等を定める。

創業支援等措置

創業支援等措置を講ずるに当たり、法で規定する創業支援等措置の具体的な内容や過半数労働組合等の同意を得る際の留意点等を定める。

賃金・人事処遇制度の見直し

高年齢者就業確保措置を適切かつ有効に実施し、高年齢者の意欲及び能力に応じた就業機会の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しを行う場合の留意点等を定める。

高年齢者雇用アドバイザー等の有効な活用

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たり、助成制度等を有効に活用すべき旨を定める。

3. 根拠法令

法第10条の2第5項において準用する法第6条第4項及び第10条の2第4項

4. スケジュール（予定）

施行期日：令和3年4月1日